

吉告第 145 号

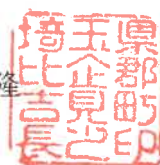
吉見町建設工事等一般競争入札（事後審査型）公告

吉見町民会館空調設備及び中央監視システム改修基本設計業務委託について、下記のとおり、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領（以下、「要領」という。）の規定によるものとする。

令和8年10月2日

吉見町長 神 田 隆



記

1 入札対象案件

（1）業務委託名

吉見町民会館空調設備及び中央監視システム改修基本設計業務委託

（2）業務委託場所

吉見町大字中新井地内（吉見町民会館内）

（3）業務委託期間

契約の確定の日から令和9年3月25日まで

（4）業務概要

町民会館の空調設備とそれに付帯する監視システムの更新に係る基本設計

（5）業種名及び業務分類名

設計・調査・測量 建築関連コンサルタント

（6）入札手続等の方法

この入札は、吉見町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年10月 2日（金） 9時00分から

令和8年10月19日（月）16時00分まで

3 入札執行の日時等

（1）入札書提出期間

令和8年10月20日（火） 9時00分から

令和8年10月22日（木）16時00分まで

（2）開札日時

令和8年10月23日（金） 9時30分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和7・8年度吉見町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「設計・調査・測量」に、業種が「建築関連コンサルタント」で登録されている者であること。

（3）吉見町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年4月1日町長決裁）に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。

（4）吉見町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年3月28日町長決裁）に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 本店又は主たる営業所を埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインにおける単位地域区分において、埼玉県内に有する者（資格者名簿に登録されている者に限る。）であること。

(8) 配置予定技術者について

ア 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する技術者を配置すること。

イ 入札に参加しようとする者は、本業務が目的とする基本設計、実施設計等について、その内容及び各種法令を熟知し、準拠することで支障なく業務を実施できる者を配置すること。

ウ 配置予定技術者は、当該者が在籍する入札参加を希望する者と競争参加資格確認申請書の提出期限3月以前から、原則として恒常的な雇用関係にあること。

エ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

(9) 契約の締結日にかかわらず、令和5年4月1日から本件入札の公告日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）との業務委託契約により、設計の業務委託を履行した実績を有すること。なお、共同企業体による業務委託の実績については、代表構成員であるときのものに限る。

6 入札参加資格の有無の確認

入札執行後に落札候補者とされた者については、要領に基づき一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）に確認書類を添えて提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

7 設計図書等

電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和8年10月9日（金）16時00分まで

（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年10月15日(木)15時00分までに電子入札システム上に掲示する。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札保証金

免除する。(吉見町契約規則(昭和41年吉見村規則第4号)第6条の規定を満たす場合に限り。)

(1) 同規則第6条第1項第2号の規定による入札保証金の納付免除を希望する場合は、種類及び規模をほぼ同じくする案件に該当する契約書の写し(当該契約が共同企業体の実績である場合は、代表構成員としての実績である場合に限り。)又は当該契約にかかる完成検査結果通知等の履行を証明するものの写しを提出すること。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法234条第4項の規定により町に帰属するものとする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(2) 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(3) 再度入札は1回までとする。

(4) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(6) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

13 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に吉見町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。

(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

14 支払条件

(1) 前払金

する。(その金額は、契約金額の30%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。)

(2) 中間前払金

しない。

(3) 部分払

しない。

15 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 その他

(1) 問い合わせ先

〒 355 - 0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地

吉見町総合政策課情報政策係 Tel. 0493-54-1516